

魚津市建設工事等指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）第20条の規定に基づき、魚津市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する工事をいい、魚津市が受託した工事を含む。以下同じ。）及び建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント委託業務（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札における入札参加者（2以上の事業者が一体となって共同施工するために結成される建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）の指名基準を定めるものとする。

(指名業者数の原則)

第2条 市長は、建設工事等の区分及びその設計額に応じ、次の表に掲げる数の者を指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）として指名するものとする。

区分	設計額	指名業者数
土木一式工事	3,000万円以上	7者以上
	500万円以上3,000万円未満	5者以上
	500万円未満	3者以上
その他の工事及び委託業務	3,000万円以上	5者以上
	500万円以上3,000万円未満	4者以上
	500万円未満	3者以上

(指名業者の選定基準)

第3条 市長は、建設工事等の指名業者を選定するときは、建設工事等の入札参加資格者名簿に登録されている業者（以下「登録業者」という。）の中から選定するものとする。

2 市長は、建設工事の指名業者を選定するときは、別表に掲げる工事の区分及びその設計額に応じ、それぞれ同表の等級の欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）の登録業者から指名業者を選定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた登録業者（以下「直近等級業者」という。）からも指名業者を選定することができるものとする。

- (1) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、又は現に施工中である建設工事に関連した工事である場合
- (2) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、又は現に施工中である建設工事の継続工事である場合
- (3) 当該建設工事が、直近等級業者が施工中である建設工事の施工場所に近接した場所における工事である場合
- (4) 直近等級業者が、当該建設工事の施工場所に近接した場所に営業所を有する場合
- (5) 当該建設工事に係る基準等級に格付けされた登録業者が少数である場合
- (6) その他特別な理由があると認められる場合

3 市長は、建設工事等の指名業者の選定に当たって、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の登録業者に偏らないよう配慮するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (4) 手持ちの建設工事等の状況
- (5) 当該建設工事等の施工に対する技術的適正
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況
- (選定基準等の適用除外)

第4条 市長は、建設工事等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定によらずに指名業者を指名し、又は指名業者を選定することができる。

- (1) 当該建設工事等が登録業者の少ない業種に係るものであるとき。
- (2) 当該建設工事等が特殊の技術を要するものであるとき。
- (3) 当該建設工事等の施工が特に緊急を要するものであるとき。
- (4) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

附 則（平成30年魚津市告示第31号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年魚津市告示第21号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 土木一式工事

設計額		等級
最高	最低	
	1,500万円	A
2,500万円		B

(2) 建築一式工事

設計額		等級
最高	最低	
	3,000万円	A
5,000万円		B
1,000万円		C

(3) 管工事

設計額		等級
最高	最低	
	1,000万円	A
1,500万円		B